

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1245号)

平成26年2月14日

横情審答申第1245号

平成26年2月14日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成25年8月9日市広聴第827号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成24年度市長陳情24-420128の投稿原文とその回答」及び「平成24年
度市長陳情24-420134の投稿原文とその回答」の一部開示決定に対する異議
申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成24年度市長陳情24-420128の投稿原文とその回答」及び「平成24年度市長陳情24-420134の投稿原文とその回答」を一部開示とした決定において非開示とした情報のうち、別表に示す部分を非開示としたことは妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成24年度市長陳情24-420128の投稿原文とその回答」（以下「文書1」という。）及び「平成24年度市長陳情24-420134の投稿原文とその回答」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年5月13日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

陳情書に記載されている個人の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス並びに個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。また、陳情書に記載されている地番、肩書及び経歴については、何人にも公開されている土地登記簿、自治会町内会役員名簿（閲覧用）等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。

調停調書には調停申立人の氏名、住所のほか、調停申立人の主張が具体的に記載されている。調停申立人の氏名、住所、年齢等の情報は、個人に関する情報であり、また、調停申立人の主張は具体的であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。

なお、異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件申立文書に係る市長陳情

(以下「本件陳情」という。)の団体(以下「本件陳情団体」という。)の代表者の行為により生活権が脅かされているため、本件申立文書において実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報は、人の生活を保護するために公にすることが必要であるから本号ただし書イに該当する旨の主張をしている。しかし、当該情報は、人の生活を保護するために公にすることが必要であるとは認められないことから、本号ただし書イに該当しないと判断した。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

文書2のうち、陳情書の添付資料に記載のある横浜市職員の電子メールアドレスは、日常の事務において庁内又は庁外の関係者など限られた者との連絡を目的として使用するものであり、公になった場合は、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、当該メールアドレスを用いる本来業務の適正な遂行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあるため本号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全文開示又は陳情者を疎明する情報の開示を求める。
- (2) 本件申立文書に係る情報により、申立人の生活権が脅かされ、権利利益が害されていることは疑う余地がない。人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は公開されるべきであり、本件処分は申立人の権利利益を阻害する作為であることは明らかであるから、本件申立文書の開示を求める。
- (3) 申立人は、横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月横浜市条例第4号)に基づいて認定された地域まちづくり団体(以下「本件地域団体」という。)の活動にボランティアとして献身的に奉仕している。本件申立文書において、本件地域団体の適正な活動の阻害を目的とし、当事者を誹謗中傷するための陳情がなされた事実がある。
- (4) 条例第7条第2項には、行政文書に非開示情報が記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができることを定め、開示は任意とされている。しかし、市の機関などが行う事業の遂行の支障を除去するための情報を非開示とする根拠や、事業の当事者の地位を害されないための情報を非開示とする根拠は認められず、む

しる事業の適正な遂行のために必要な情報や、当事者の地位を不当に害することを作為した情報は、適切に開示することが妥当である。本件陳情に係る情報は、本件地域団体の認定取消を求めるものであって地域まちづくり事業の適正な遂行に支障をきたしている事実、本件地域団体の認定取消を求めた市民らによる不当な行為を容易にし、その発見を困難にした事実及び本件地域団体を運営する当事者を誹謗中傷することで当事者の地位を不当に害して損害を与えた事実については疑う余地がない。

これらの事実から、本件陳情に係る情報を非開示とする根拠は解消した。よって、地域まちづくり事業の適正な遂行のため、認定取消という不当行為をやめさせるため及び本件地域団体を運営する当事者の地位を守るために、本件申立文書の速やかな開示を求める。

- (5) 本件陳情団体は、本件地域団体の認定取消を求める一方で、本件地域団体の広報誌を模して事実と異なる記載をした文書を作成し、地域住民のポストに投函した。この広報誌の記載により申立人の財産権、生存権及び基本的人権は不当に侵害された。本件請求は、第三者の利益を害することを目的とするものではなく、本件地域団体の広報誌を模した文書の末尾に記載の主張をしている者が本件申立文書に係る陳情者であるか否かを確認するためのものである。

5 審査会の判断

(1) 市民の声事業及び市長陳情について

市民の声事業とは、市政に対する意見、要望、提案など（以下「市民の意見等」という。）を、文書、電子メール、ファクス、電話等で受け付け、市民の意見等の内容に係る所管課から投稿者に回答するとともに、市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的とした制度である。市民の意見等の取扱いについては、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「事業取扱要綱」という。）及び「市民の声」の公表の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号）に規定されている。

事業取扱要綱第23条では、市民の意見等が横浜市長あての文書であって、陳情団体名義の投稿であり、陳情団体の代表者の役職及び氏名の記載がある場合には、市長陳情として取り扱うことを定めており、この取扱いの了承を陳情団体の代表者等から得なければならないとしている。また、事業取扱要綱第25条では、「市長陳

情」・・・を受け付ける場合は、「市長陳情」・・・の一般開示請求があったときに、当該文書に記載された「陳情団体名」及び「代表者の役職及び氏名」については開示の対象となること並びに当該文書本文その他署名簿等に記載されている個人情報については、非開示となることの説明を行わなければならない」と規定し、陳情団体の代表者等に説明を行うこととしている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、市長陳情として市民局広報相談サービス部広聴相談課で受付処理した陳情書の原文及び同課で回答案を取りまとめ本件陳情団体に送付した回答文である。実施機関は本件申立文書のうち、個人の氏名、住所（地番を含む。）、電話番号、肩書、経歴及び電子メールアドレス、個人印の印影並びに調停調書を条例第7条第2項第2号に該当するとして、職員の電子メールアドレスを条例第7条第2項第6号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件申立文書のうち、個人の氏名、住所（地番を含む。）、電話番号、肩書、経歴及び電子メールアドレス並びに個人印の印影は、個人に関する情報であって、当該情報それ自体又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。

実施機関が調停調書と説明する文書については、調停申立書であることが認められた。調停申立人の氏名、住所及び連絡先は、調停の申立てを行った個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、その余の情報である調停申立人の主張は、紛争当

事者としての意見や見解であって、調停申立人自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する記載であり、仮に他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから本号本文後段に該当する。

以上により、調停申立書全体が本号本文に該当する。

ウ 次に、本号ただし書アの該当性について検討する。

文書1のまちづくり推進会議幹事・委員合同会議議事録（平成24年8月25日、同年10月10日及び同年11月14日）のうち「出席者」としての代表幹事の氏名についてであるが、実施機関は、代表幹事が誰であるかという記載は本号ただし書アに該当するとして、本件申立文書の別の箇所で当該代表幹事の氏名及び肩書を開示している。よって、当該議事録のうち出席者である代表幹事の氏名は本号ただし書アに該当し、開示すべきである。

エ 文書1のまちづくり推進会議幹事・委員合同会議議事録（平成24年10月10日及び同年11月14日）のうちコーディネーター（以下「本件コーディネーター」という。）の氏名についてであるが、横浜市まちづくりコーディネーター等の登録等に関する要綱（平成18年6月12日都支第87号）第8条は、市長は、コーディネーターの登録を行ったときは、コーディネーターの専門分野における実績など、活動団体がコーディネーターを選定する際に必要な情報を記載するまちづくりコーディネーター登録シート（以下「登録シート」という。）を、所管課で一般の閲覧に供するとともに、本市ホームページにより公表することを規定している。

当審査会において、本件コーディネーターの登録シートを見分したところ、本件コーディネーターは、専門分野に関する実績等欄に本件地域団体に係るまちづくり推進会議を現在に至るまで支援しているほか、当該地域の地区計画、まちづくり協定、まちづくりプランの制定などに関わっている記載が認められた。本件地域団体に係るまちづくり推進会議に関する活動実績は、本件コーディネーターが登録シートに自らの実績として記載しているものであり、本件コーディネーターの登録シートは、本市ホームページにより公表されているとともに、実施機関においても一般の閲覧に供されていることが認められた。

以上により、本件コーディネーターの氏名は、慣行として公にされている情報であると認められるため本号ただし書アに該当し、開示すべきである。

オ 文書1のうち陳情書の「陳情の趣旨」において代表幹事であることが認められ

る氏名及び肩書、まちづくり推進会議幹事・委員合同会議議事録（平成24年11月14日）のうち出席者欄に記載された「特別参加」の氏名及び肩書並びに推進会議辞任要求文書（平成25年2月16日）のうち「発言記録」の氏名及び肩書についてであるが、当該文書を見分したところ、「特別参加」した者は団体等の代表者であり、また、「発言記録」の発言者は代表幹事であることが認められた。実施機関は、団体等の代表が誰であるかという記載は本号ただし書アに該当するとして、本件申立文書の別の箇所で当該代表の氏名及び肩書を開示していることから、これらの情報は本号ただし書アに該当し、開示すべきである。

カ 次に、本号ただし書イの該当性について検討する。

本号ただし書イの規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、これを公にしないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにはこれを開示する趣旨である。また、条例において定める開示請求権は、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。

したがって、本件申立文書のうち当審査会が本号本文に該当するため非開示とすることが妥当と判断した情報について、比較衡量により一般に人の生命、健康、生活又は財産を保護する利益が優先し、これを何人にも公にすることが必要であるとすべき事情は認められないため、本号ただし書イに該当しない。

キ なお、当審査会が本号本文に該当するとした情報については、本号ただし書アに該当し開示すべきとした情報を除き、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、職員の電子メールアドレスが公になった場合、当該職員の行う事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると主張している。

職員の電子メールアドレスは、日常の事務において庁内又は庁外の関係者など限られた者との連絡を目的として使用するものであるから、公になった場合は、

いたずらや偽計等に使用されるなどにより、当該メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから本号柱書に該当する。

(5) 本件申立文書の開示部分について

本件申立文書を見分したところ、同様の情報でありながら、開示、非開示判断が分かれているものがあることが認められた。実施機関においては、今後このようなことがないように、開示決定等の事務処理を適切に行うよう望むものである。

(6) 結論

以上のおり、実施機関が本件申立文書において条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示とした情報のうち、別表に示す部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としたことは妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示としたことは妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

別表

実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が条例第7条第2項第2号ただし書アに該当し開示すべきと判断する部分

【文書1】 平成24年度市長陳情24-420128の 投稿原文とその回答		開示すべきと判断する部分
陳 情 書	陳情の趣旨	代表幹事の氏名及び肩書 (4ページ及び7ページ)
参 考 資 料	まちづくり推進会議幹事・委員合同会議 議事録(平成24年8月25日)	「出席者」について次の情報 ・代表幹事の氏名
	まちづくり推進会議幹事・委員合同会議 議事録(平成24年10月10日)	「出席者」について次の情報 ・代表幹事の氏名 ・「コーディネーター」の氏名
	まちづくり推進会議幹事・委員合同会議 議事録(平成24年11月14日)	「出席者」について次の情報 ・代表幹事の氏名 ・「コーディネーター」の氏名 ・「特別参加」の氏名及び肩書
	推進会議辞任要求文書 (平成25年2月16日)	「発言記録」について次の情報 ・発言者の氏名及び肩書 (1ページ)

※ 文書2において当審査会が開示すべきと判断する部分はない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年8月9日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成25年9月5日 (第161回第三部会) 平成25年9月12日 (第235回第一部会) 平成25年9月13日 (第241回第二部会)	・諮問の報告
平成25年9月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年10月25日 (第243回第二部会)	・審議
平成25年11月8日 (第244回第二部会)	・審議
平成25年11月22日 (第245回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年12月6日 (第246回第二部会)	・審議
平成26年1月10日 (第247回第二部会)	・審議